

大阪府規則第四十八号

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を

定める条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十年大阪府規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（管理者を専任及び常勤でない者とすることができる場合）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一 当該介護医療院の管理上支障がない場合 （であつて、他の事業所、施設等の業務に従事するとき）</p> <p>二 当該介護医療院の管理上支障がない場合 （であつて、サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百四十四号）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同令第百三十二条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の業務に従事するとき）</p>	<p>（管理者を専任及び常勤でない者とすることができる場合）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一 当該介護医療院と同一敷地内にある他の事業所、施設等の業務に従事する場合</p> <p>二 サテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二百四十四号）第百十条第四項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同令第百三十二条第四項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の業務に従事する場合</p>
<p>（衛生管理等の措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>2 二（略）</p>	<p>（衛生管理等の措置）</p> <p>第八条（略）</p> <p>一 当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね二月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>2 二（略）</p>

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。